

青森県おもいやり駐車場制度  
環境整備事業費補助金にかかるQ&A

問1. 既にある障害者マークやおもいやり駐車場のマークを塗りなおすことは補助の対象となるのか。

答 新たに優先駐車区画を整備する場合のみであり、既にある駐車区画を塗装する場合は補助の対象外となります。

問2. ピクトグラムは県が示しているデザインと同じものにしなければならないのか。

答 利用証に使用しているピクトグラムは、J I S規格のピクトグラムを使用しています。

ピクトグラム塗装については、施行業者の都合もあるため、利用証のデザインと類似するものでも構いませんが、事前に写真等で確認させていただくことがあります。

問3. ピクトグラムは数年で塗りなおが必要になるかもしれないが、何回も申請はできるのか。

答 県の補助金は令和8年度までを予定しています。このため、一度申請した区画は1度限りとなります。

問4. ピクトグラムは塗装が剥げるため、看板等を設置したいと考えているがその場合は対象となるのか。

答 今回の補助金はピクトグラムの塗装を想定していますので、看板の設置は対象外となります。

問5. 三角コーンを購入する経費は対象となるのか。

答 ピクトグラム塗装にかかる経費のみ対象となりますので、三角コーンの購入経費は対象外となります。

問6. 既に独自におもいやり駐車場の看板のみを掲げているが、ピクトグラムを新たに塗る場合は補助金の対象となるのか。

答 ピクトグラムを新たに塗装する場合は対象となります。

問7. 個人経営であり駐車スペースも狭いため、バリアフリー法上、車いす駐車場の区画整備の義務はないが、今回の県の制度を見て、車いす使用者用駐車区画と優先駐車区画の両方を塗装したいと考えているが、補助金の対象となるのか。

答 今回の補助金は優先駐車区画にかかる塗装のみとなっています。

問8. 新たに優先駐車区画を整備する場合、それに伴い白線を塗りなおす経費は補助金の対象となるか。

答 ピクトグラムにかかる塗装のみ対象となります。